（様式第49-2号）

番　　　号

年　月　日

（あて先）滋賀県知事

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　在　地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　農事組合法人

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表理事　氏　名

役　　員　　報　　告　　書

　滋賀県農業協同組合法施行細則第24条第２項の規定により、下記のとおり報告します。

　理事の要件に関しては、農業協同組合法第72条の17第４項および第５項を満たしています。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　 年　　月　　日現在）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 役職名 | 氏　　名 | 代表権  の有無 | 組合員・  員外の区別 | 常勤・非常  勤の別 | 年齢 | 住　　　　所 | 就　　任  年 月 日 | 備　考 |
| 代表理事 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 理　　事 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 〃 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 〃 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 〃 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 監　　事 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 〃 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 〃 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 〃 |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注）

①定款または総会の決議により、代表理事を置くことができる。

②理事の要件に関しては、以下を満たしているか確認すること。

（農業協同組合法第72条の17から抜粋）

第４項　農事組合法人の理事は、その組合員（第72条の13第１項第１号の規定による組合員に限る。第72条の34第１項において同じ。）でなければならない。

第５項　農事組合法人の理事は、監事と兼ねてはならない。

③監事は、組合員以外の者でもなることができる。

④理事・監事共に、常勤・非常勤は問わない。

⑤「就任年月日」欄は、連続して再任された場合は最初の就任年月日を記入すること。